



付 録

- ・ 国立大学法人滋賀大学学生留学規程
- ・ 留学申請書
- ・ 滋賀大学国際センター「平成 29 年度語学検定試験受験料補助事業」 要項
- ・ 滋賀大学国際センター 語学検定試験受験料補助事業 申請書

国立大学法人滋賀大学学生留学規程

平成 16 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人滋賀大学学則（平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。）

第 55 条第 1 項の規定に基づく国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）学生の留学の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(留学を認める外国の大学等)

第 2 条 本学が留学を認める外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）は、当該国の学校制度により設置された大学等で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 本学との間で、学生交流に関する協定が締結されていること。
- (2) 本学との間で、学生の相互交流に関し申合せ等の合意文書の交換があること。
- (3) 本学学生の受入れを許可する旨の文書による意思表示のあること。

(学生の資格)

第 3 条 留学を希望する学生は、第 2 年次以上に在籍し、学業成績が良好であり、かつ、健康な者とする。

(願出)

第 4 条 留学を希望する学生は、別に定める「留学願」に、次の各号に掲げる書類を添えて学長に願出するものとする。

- (1) 外国の大学等の入学許可書又は入学承諾書
- (2) 留学計画書（別に定める様式）
- (3) 語学能力を証明する書類
- (4) 健康診断書

(審査及び許可)

第 5 条 学長は、前条により願出があったときは、国際センター（以下「センター」という。）において、留学計画、学力、語学能力等を書類により審査し、当該学生の所属する学部の教授会の議を経て留学を許可する。

(試験等)

第 6 条 センターが必要と認めたときは、面接及び学力試験又はそのいずれかを行うことがある。

(留学期間)

第 7 条 留学の期間は、1 年以内とし、延長は認めないものとする。

(修業年限及び在学期間への算入)

第 8 条 前条の留学期間は、修業年限及び在学期間に算入するものとする。

(留学報告書)

第 9 条 留学生が留学を終え帰国したときは、学長が別に定める「留学報告書」を提出しなければならない。

(単位認定希望科目の申請)

第 10 条 外国の大学等における修得単位の認定を受けようとする学生は、原則として、あらかじめ別に定める「修得単位認定科目履修願」を学部長に提出し、認定を受けようとする科目の許可を得なければならない。

(修得単位の認定)

第 11 条 前条の規定により許可を得た学生は、留学期間終了後速やかに別に定める「修得単位認定願」に外国の大学等が発行した学業成績証明書等の写しを添えて、学部長に提出しなければならない。

ない。

2 前項の単位は、学部の教授会の議を経て学部長が認定し、学生に通知するものとする。

(大学院学生への準用)

第 12 条 国立大学法人滋賀大学大学院学生の留学の取扱いについては、第 2 条から前条までの規定を準用する。この場合において、第 3 条中「第 2 年次以上」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

(雑則)

第 13 条 その他、学生の留学に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

留 学 申 請 書

平成 年 月 日提出

学 部 等	学 部	学 科 ・ 課 程	学 籍 番 号	
(ふ り が な) 氏 名		男 ・ 女	生	年 月 日
本 人 現 住 所 連 絡 先	〒 TEL Email			
語 学 学 習 歴 検 定 試 験 等	*スコア (コピー) を添付する こと	海 外 渡 航 歴	あり (国名) なし	
滋 賀 大 学 で の 学 習 分 野				
<input type="checkbox"/> 指導教員 (または所属専攻・専修の主任教員) に留学申請について報告済 (教員名 :)				

1. 留学希望先・希望する留学期間

第一希望
----- 年 月 ~ 年 月
第二希望
----- 年 月 ~ 年 月

*提出先：学術国際課 (経済学部、データサイエンス学部)、国際センター分室または学生センター (教育学部)

*しめきり： 年 月 日 ()

*提出書類：

(英語圏、英語で授業を行う大学) 留学申請書、英文による留学動機・目的・計画、TOEFL等の英語力のわかる資料

(上記以外) 留学申請書、語学力に関する資料 (提出可能な場合)

滋賀大学国際センター「平成 29 年度語学検定試験受験料補助事業」要項

1. 補助対象

本学正規学生で交換留学に応募する者が、選考過程において提出を求められた語学検定成績 (TOEFL および IELTS) に係る受験料。

ただし、交換留学派遣学生応募時点からさかのぼって 6 か月以内に受験した語学検定試験に限る。また、申請は 1 人 1 年度につき 1 回の受験料に限る。

2. 補助金額

受験料の半額 (1000 円単位。1000 円未満切り捨て)。

3. 補助金申請方法

本学交換留学制度の派遣交換留学申請時に、別紙「滋賀大学国際センター 語学検定試験受験料補助事業 申請書」に必要事項を記入の上、受験料の支払いを証明する書類を貼付のうえ、TOEFL または IELTS スコアを添えて、彦根キャンパス学術国際課あるいは大津学生センターに提出してください。

・受験料の支払いを証明する書類

受験料を支払った際の払込用紙 (銀行振込票、払込票払込人控え、クレジットカード明細するなど、支払い金額が分かるもの) のコピー

滋賀大学国際センター 語学検定試験受験料補助事業 申請書

平成 年 月 日提出

学 部 等	学 部	学 科 ・ 課 程	学 籍 番 号
(ふりがな) 氏 名		男 ・ 女	年 月 日生
本人現住所 連 絡 先	〒 TEL Email		
交 換 留 学 希 望 大 学			
語 学 試 験 受 験 日		受 験 票 番 号	
受 験 会 場			

領収書等貼付欄

滋賀大学 交換留学の手引き 2017 年度版

2017 年 4 月発行

滋賀大学国際センター

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1 丁目 1 番 1 号

TEL 0749-27-1172 (内線 652)

FAX 0749-27-1174

URL <http://sui.shiga-u.ac.jp/>

E-mail kokusai@biwako.shiga-u.ac.jp